

介 護 サ ポ ー ト
親 子 の ち か ら

とうきょう共済の 介護保険

団体割引
5%
適用

【介護・認知症サポートプラン】

医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約セット団体総合保険

【親子のちから】

医療保険基本特約、親介護費用補償特約セット団体総合保険

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

その日は突然やってきます。

親御さまに介護が必要になったときの
「仕事と介護」の両立のために・・・

ご自身の介護 にも！



今だからこそ、
準備しておきたい保険

とうきょう共済の介護保険が
みなさまとご家族をサポートします！

保 険 期 間

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで

●中途加入は10月1日開始日まで毎月受け付けております。

○募集締切日：毎月14日

○補償開始日：お申込月の翌月1日

○保険料引落日：補償開始月の翌月

※9月14日が最終締切日です。

※14日過ぎの受付分は翌々月1日

※カード会社によって異なります。



とうきょう共済
東京都火災共済協同組合



公的介護保険があれば十分？

公的介護保険だけでは、**十分ではないかも**かもしれません。

- 公的介護保険は、40歳以上の方が加入しますが、65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者に区分され、介護サービスを利用できる条件が異なります。

※例えば40～64歳の第2号被保険者では、要介護状態になった原因が加齢による「特定疾病」に限定され、事故などのケガによる介護状態は対象外です。

- 給付が決定したとしても、1週間ずっとサービスが受けられるとは限りません。
一例を見てみましょう。

■ 公的介護保険のみを利用したケアプラン例

Aさんの場合



- ・70歳、同居
- ・骨折、認知症
- ・要介護2
- ・自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
午前							
昼		デイサービス		デイサービス			
午後							
夕方							
夜							

＋ その他 ショートステイ2回／月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

このケアプラン例では、**土日に介護サービスの提供がない**ため、週末は介護のためにゆっくり休むことができません。
また**夕方以降のサービスがない**ため、平日は家族のどなたかが早く帰宅しなければならず、仕事を続けていくことが難しいかもしれません。

■ 理想的なケアプランの例

Aさんの場合



- ・70歳、同居
- ・骨折、認知症
- ・要介護2
- ・自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		ショートステイ
午前	家事代行サービス		家事代行サービス		家事代行サービス		
昼	配食サービス	デイサービス	配食サービス	デイサービス	配食サービス		
午後						ショートステイ	
夕方	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
夜							

＋ その他 ショートステイ2回／月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

この理想プランであれば、家族の生活・仕事も守りながら、介護を行うことができます。
しかし、**月々の金額負担も大きくなります。**

2次元コード



詳しくは「3分でわかる介護のはなし」をご視聴ください。

理想的な介護を行える一方で、

■ 公的介護保険の対象外の費用は全額自己負担

・ 公的介護保険利用限度額 自己負担分 (1割)	19,705円 ※1
・ 公的介護保険 利用限度額超過分 (全額自己負担)	72,000円 ※2
・ 公的介護保険 対象外サービス分 (全額自己負担)	64,000円 ※2

1か月の自己負担額

155,705 円

※1 利用限度額197,050円 (月額) → 自己負担額19,705円 (1割)

※2 お住まいの地域やご利用の事業所によって金額は異なります。費用はあくまでも参考価格であり、実際にかかる費用とは異なります。

自己負担は増えてしまいます。

自分の介護に備える保険

ポイント

所定の要介護状態に該当すれば、**要因を問わず一時金で保険金のお支払いができる**プランです。

65歳以上の方はもちろん、公的介護保険の対象とならない40歳までの方や、公的介護保険でのカバーが限定的となる40歳から64歳までの現役世代の方にも、幅広く補償をご提供できます！保険金の用途にも制限はありませんので、必要な費用に充てていただくことができます。

補償内容

介護一時金支払特約（100万円、200万円、300万円の3タイプ）

以下①または②のいずれかに該当した場合に、保険金をお支払いします。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外(40歳未満は公的介護保険制度の対象外)	年齢・要介護状態になった原因を 問わず対象 (交通事故なども対象)
40歳～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病に限定	
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象(交通事故なども対象)	

軽度認知障害等一時金支払特約（10万円、20万円、30万円の3タイプ）

軽度認知障害（MCI）または認知症と診断確定されたときに、一時金をお支払いします。

実損払

親子のちから

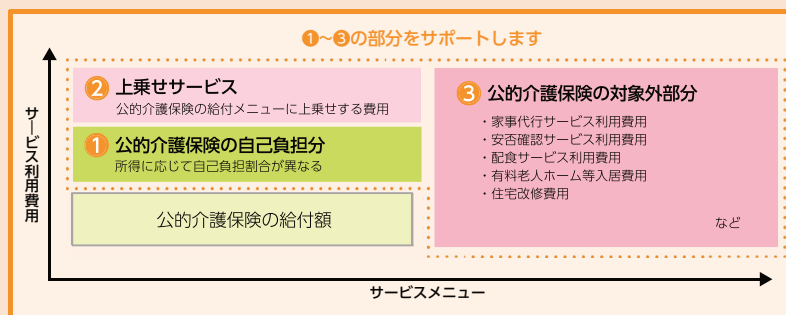
親の介護に備える保険

ポイント

公的介護保険ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用の実費を補償する合理的なプランです。

要介護1*から補償でき、親御さまのサポートはもちろん、みなさまの仕事と介護の両立をご支援いたします！

*要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の判定で、医師からⅡa以上の診断を受けている状態に限ります。



補償内容

親介護費用保険金（300万円、500万円、700万円、1,000万円の4タイプ）

対象者の方が公的介護保険制度における要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または要介護2から5に該当したことにより、被保険者が負担した次の①から⑥の費用を合算し、保険金額を限度にお支払いします。ただし、⑤および⑥については、それぞれの費用について別途定める保険金額を限度とします。

- ①介護サービス利用費用 ②家事代行サービス利用費用 ③安否確認サービス利用費用
④配食サービス利用費用 ⑤住宅改修費用（100万円限度） ⑥有料老人ホーム等入居費用（300万円限度）

詳しくはP7をご確認ください。

諸費用保険金

親介護費用保険金を支払われる場合に、その保険金の10%を別にお支払いします。

一時金

介護・認知症サポートプラン

月払保険料

保険期間：1年間 団体割引：5%

プラン別 保険料表	介護一時金 保険金額			
	E型	F型	G型	
	100万円	200万円	300万円	
	軽度認知障害等一時金 保険金額			
	10万円	20万円	30万円	
加入時満年齢（被保険者）				
新規・継続	0歳～39歳	210円	410円	610円
	40歳～44歳	230円	440円	650円
	45歳～49歳	260円	500円	740円
	50歳～54歳	310円	600円	900円
	55歳～59歳	490円	970円	1,460円
	60歳～64歳	790円	1,560円	2,340円
	65歳～69歳	1,260円	2,520円	3,770円
	70歳～74歳	2,520円	5,020円	7,530円
	75歳～79歳	4,910円	9,800円	14,700円
継続のみ	80歳～84歳	9,160円	18,320円	27,480円
	85歳～89歳	16,020円	32,040円	48,060円

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

！ お申込みにあたってご確認ください。！

- ・保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・ご契約は、1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢によります。
- ・更新の際、保険会社の料率変更等で保険料が変更となる場合があります。
- ・新規のご加入は、0～満79歳までが対象です。（ご継続は満89歳まで）
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年9月現在）

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お申し込みはコチラ！



<https://www.tokyo-kyosai.or.jp/care-mutual-aid/>

上記にアクセスいただくと、「とうきょう共済の介護保険」のページが表示されます。ページ内にあるお申し込みボタンを押してください。



月払保険料

保険期間：1年間 団体割引：5% お支払対象期間：10年

プラン別 保険料表		親介護費用 保険金額			
		A型	B型	C型	D型
		300万円	500万円	700万円	1,000万円
加入時満年齢（対象者）					
新規・継続	40歳～44歳	470円	490円	510円	530円
	45歳～49歳	510円	560円	610円	660円
	50歳～54歳	610円	730円	830円	940円
	55歳～59歳	840円	1,100円	1,300円	1,560円
	60歳～64歳	1,320円	1,890円	2,330円	2,900円
	65歳～69歳	2,380円	3,620円	4,600円	5,840円
	70歳～74歳	4,590円	7,260円	9,340円	12,000円
	75歳～79歳	8,980円	14,450円	18,720円	24,190円
継続のみ	80歳～84歳	16,800円	27,260円	35,440円	45,900円
	85歳～89歳	28,260円	46,040円	59,960円	77,740円

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

！ お申込みにあたってご確認ください。！

- ・保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・ご契約は、1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢によります。
- ・更新の際、保険会社の料率変更等で保険料が変更となる場合があります。
- ・新規のご加入は、対象者の満年40歳以上79歳までです。（ご継続は満89歳まで）
- ・保険金額は、対象期間（10年）通算でのお支払限度額となります。
- ・住宅改修費用としてお支払いする保険金は100万円を限度とします。
- ・有料老人ホーム等入居費用としてお支払いする保険金は300万円を限度とします。
- ・親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年9月現在）

<告知の大切さについてのご説明>

- ・加入にあたっては、対象者（被保険者の親）に関する告知をいただく必要があります。
- ・対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
- ・告知は被保険者（対象者の子）ご自身が告知者として、対象者（被保険者の親）の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
- ・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

（注1）口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

（注2）告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。

（注3）「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お申し込みはコチラ！



<https://www.tokyo-kyosai.or.jp/care-mutual-aid/>

上記にアクセスいただくと、「とうきょう共済の介護保険」のページが表示されます。ページ内にあるお申し込みボタンを押してください。



「団体契約WEB手続きサイト」上で下記の質問事項にご回答いただきます。

質問事項への回答がすべて「いいえ」の方は、ご加入いただけます。

- 1.今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことがありますか。(※1)
(※1)「申請予定」や「申請をした結果、認定を受けられなかった場合」を含みます。
- 2.次のいずれかの項目に該当していますか。
①告知日(ご入力日)現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や補助用具(杖などを含む)の使用(※2)が必要になることはありますか。
「歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用する際の外出・店での買い物」
(※2)ご本人による使用を含みます。
②今までに、医師より「認知症(軽度認知障害含む)」と診断されたことはありますか。
(注)疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。
- 3.告知日(ご入力日)現在、次のいずれかに該当しますか。
①入院中・療養のため就床中(※3)
(※3)医師の指示による就床を指し、その期間及び場所を問いません。
②入院の予定(※4)がある。
(※4)医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。
- 4.告知日(ご入力日)から過去2年以内に、「病気・症状一覧表」記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けられたことや、すすめられたことはありますか。
(注)医師より「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査などの結果が判明しない場合や経過観察中含みます。

【病気・症状一覧表】

がん	悪性新生物 悪性腫瘍 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄繊維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL
脳血管関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血・脳血栓)
肝臓の疾病	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の疾病	慢性腎炎 腎不全
気管支・肺の疾病	慢性閉塞性肺疾患(COPD) 慢性気管支炎 肺気腫
心臓関係の疾病	心臓弁膜症 心筋梗塞 心筋炎 心筋症 狭心症 心不全 心肥大 不整脈(期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込)
筋肉・骨の疾病	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症(※5) 変形性関節症(人工関節置換を含む)
目の疾病	緑内障 糖尿病性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他	糖尿病(合併症を含む) 膠原病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病(※6) (指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合) 精神および行動の障害(統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など) パーキンソン病

(※5)「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折したときに「骨粗しょう症」になっていた場合。(単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含まない)

(※6)厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照ください。

「親子のちから」の要介護状態

補償対象とする公的介護の要介護度および認知症生活自立度

要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または要介護2から5を補償します。

A. 要介護度

公的介護の要介護度は下表のとおり区分されます。

本人または家族が市町村の介護保険窓口へ申請してから、訪問調査、主治医意見書、介護認定審査会を経て判定されます。

軽	要介護度	身体の状態（例）	
	自立	要介護状態ではなく、社会的支援も不要な状態	
	要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	補償対象外
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	
	要介護 1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	条件付で補償対象 (認知症生活自立度Ⅱa～)
	2	軽度の介護を必要とする状態	
	要介護 3	中等度の介護を必要とする状態	補償対象
	4	重度の介護を必要とする状態	
重	5	最重度の介護を必要とする状態	

B. 認知症生活自立度

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

軽	ランク	判定基準	
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している	
	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる	
	II a	家庭外でも上記Ⅱの状態がみられる	
	II b	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる	
	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ介護を必要とする	
	III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる	
	III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする	
重	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する	

かつ

要介護1であっても補償対象とする条件

要介護状態の認定の目安とは？

要介護1

- 食事や排せつに時々、介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い

要介護2

- 食事や排せつに何らかの介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要

要介護3

- 食事や排せつに一部介助が必要
- 入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持ができない

要介護4

- 食事に一部介助が必要
- 排せつ、入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持がほとんどできない

要介護5

- 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要
- 意思の伝達がほとんどできない

①介護サービス利用費用

対象者（親）が公的介護保険の利用限度額を超えて介護サービスを利用した場合や、公的介護保険の自己負担部分を補償します。

②家事代行サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が利用した家事代行費用を補償します。

③安否確認サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）の安否を確認するためのサービス^(※)費用を補償します。

（※）カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。

④配食サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）のために利用した費用^(※)を補償します。

（※）期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

⑤住宅改修費用

対象者（親）の介護を目的として、対象者（親）居住の住宅を改修した費用を補償します。

（注1）公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。

（注2）住宅改修費用は **親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額**をお支払限度とします。

⑥有料老人ホーム等入居費用

対象者（親）が有料老人ホーム等^(※1)に入居するための費用^(※2)を補償します。

（※1）次のa～cまでのいずれかに該当する施設をいいます。

- a.老人福祉法（昭和38年法律133号）に定める有料老人ホーム
- b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム
- c.高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。

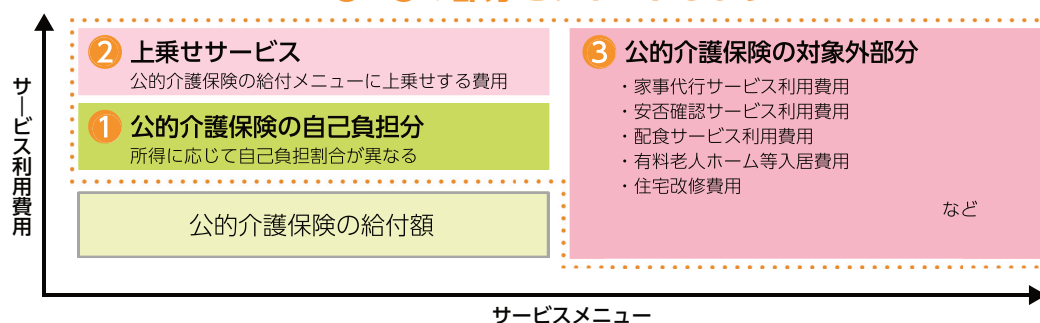
（※2）有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

（注）有料老人ホーム等入居費用は **親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円いずれか低い金額**をお支払限度とします。



（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

①～③の部分をサポートします

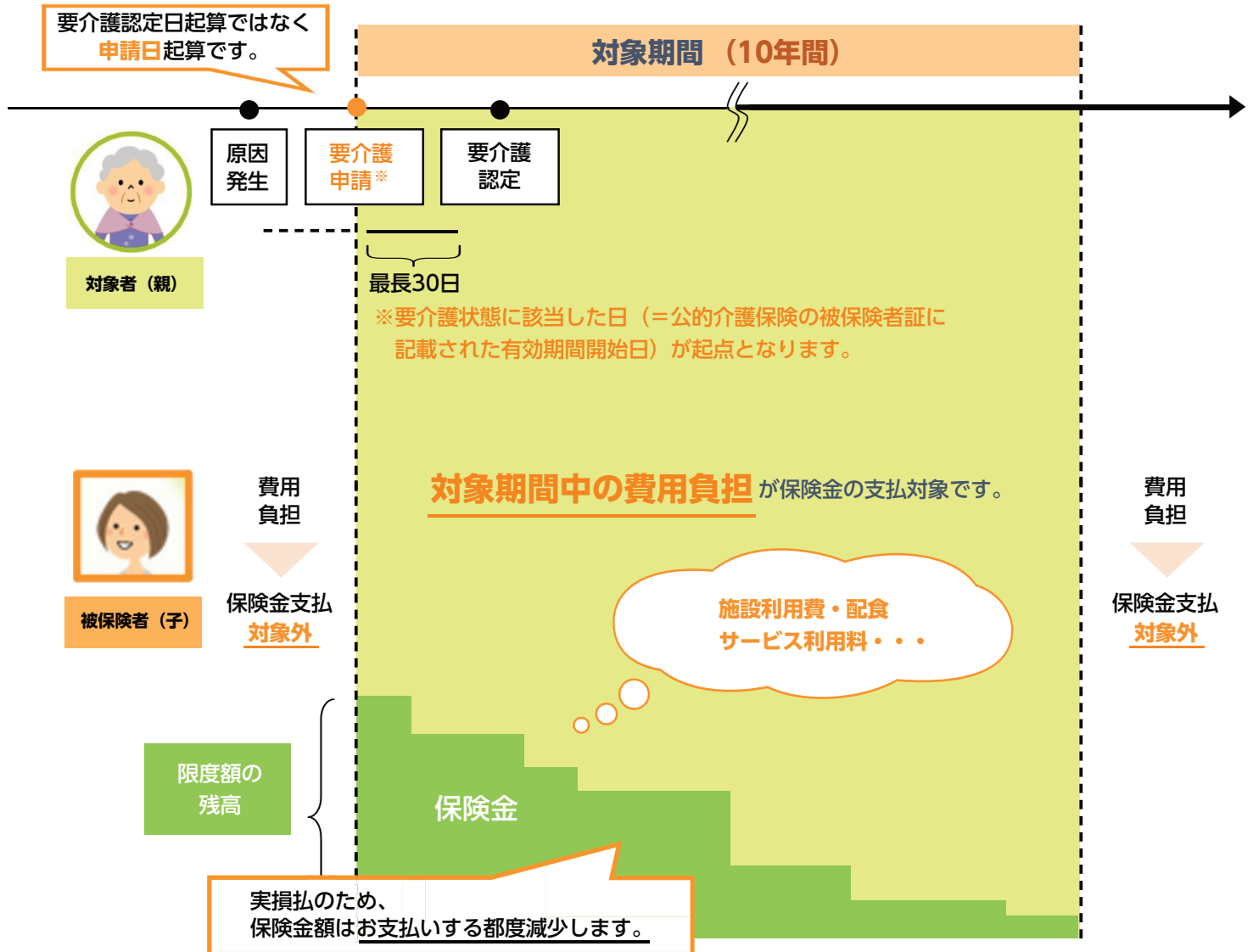


「保険期間中に保険金をお支払いする要介護状態に対象者（親）が該当した場合に、その日から保険金をお支払いする期間（対象期間[※]）」は**最長10年**となります。

- ・保険金額は、対象期間10年の通算限度額です。
- ・月ごとと年ごとの限度額ではないため、介護に関わる費用の変動にも対応します。

（※）対象期間

対象者（親）が保険金を支払うべき要介護状態に該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険金を支払う対象期間を経過する日までの期間をいいます。



（注）要介護状態に該当した日の翌日に保険契約は失効します。

対象期間は、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって終了します。

- ① 対象者（親）が要介護状態に該当しなくなった場合
- ② 対象者（親）が死亡した場合
- ③ 被保険者（子）が死亡した場合

無効と失効

- ・対象者が保険期間の開始日までには要介護状態となってしまう場合は無効（その保険契約のすべての効力が、保険期間開始日の前日から生じなかったものとして取扱うこと）となります。
- ・要介護状態に該当した場合、要介護状態に該当した日の翌日に失効します。以降の保険料はいただきません。

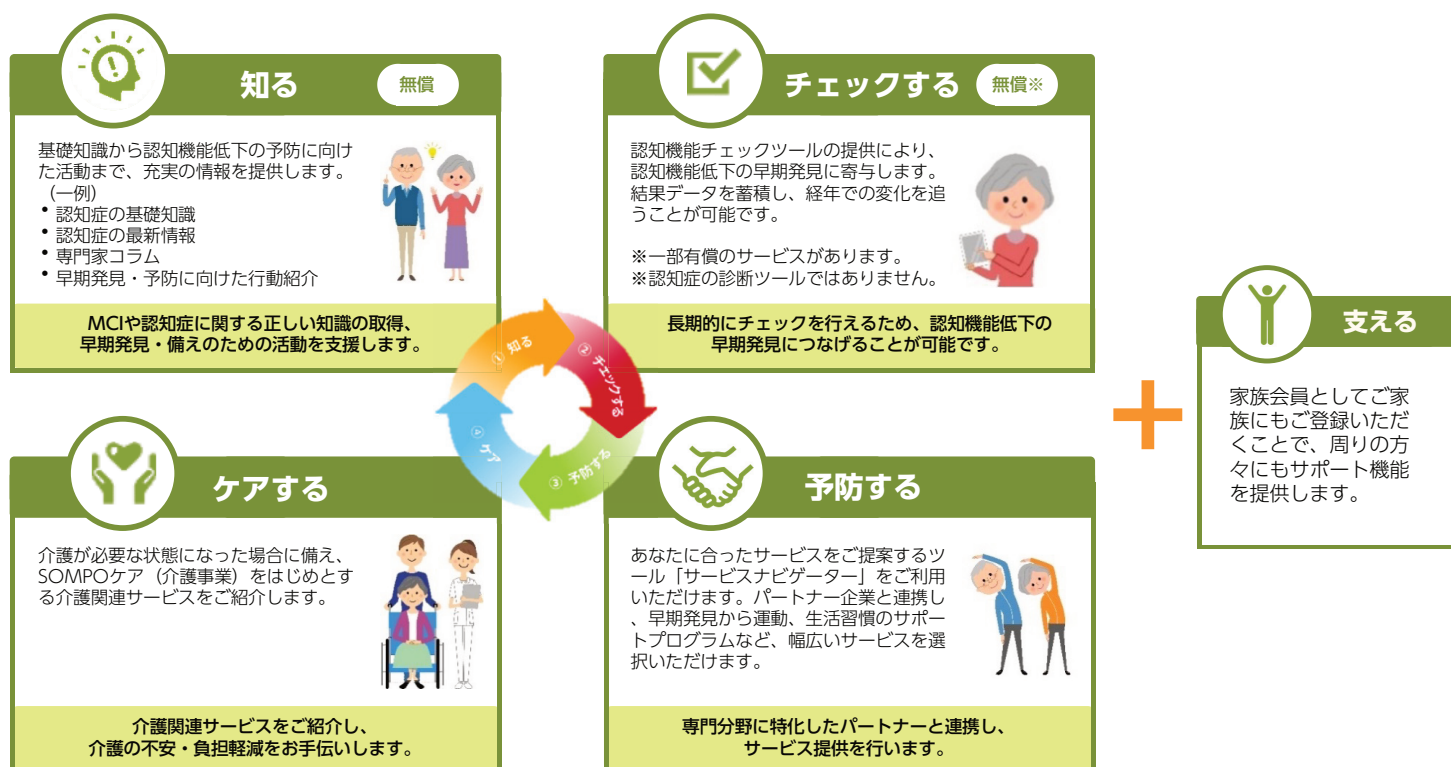
各種サービス



SOMPO笑顔倶楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知能力低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで幅広く有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

- SOMPO笑顔倶楽部は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者（子）・対象者（親）およびその家族にご利用いただけます。
- サービスの利用にかかる費用は、お客さまご自身のご負担となります。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。
- 親子のちからにご加入の場合、保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

SOMPO笑顔倶楽部のサポート機能



一部のコンテンツはご加入者さま以外も無料でご利用いただけます。

2次元コードにアクセスして、今すぐ**無料**で**体験**してみませんか？

SOMPOケア社が運営する介護付ホーム「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です！



会員登録方法

下記URLまたは2次元コードにアクセスして、会員登録の上ご利用ください。

<https://www.sompo-egaclub.com/>

会員登録の際は、ご契約後にお手元に届く加入者カード記載の証券番号が必要になります。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて

24時間・365日 気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。

介護はもとより **育児**や **法律**、**税金**など幅広くご相談いただけます。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
- こどものお悩みほっとライン

親子のちから限定

離れていても安心！

お元気コール

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者（親御さま）に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者（被保険者等、本サービスに登録された方）にメールで状況報告をするサービスです。

離れて暮らす対象者（親御さま）がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

- 担当オペレーターが定期的にお電話しますので、親近感、安心感をもっていただけます。
- 単にお元気かどうかの確認をするのではなく、状況に応じたきめ細やかなヒアリングを行った上で適切な対応を行います。
- 確認できた様子を定型メールで、サービス利用者さま等にお知らせします。



損害保険ジャパン株式会社でございます。弊社サービスのご利用、誠にありがとうございます。下記のとおり、コールセンターから、お元気コールを行いましたので、確認できました様子についてお知らせいたします。

【ご様子・対応内容】

「先日より腰が痛くて動くのがきつい状況です。病院は行っていますが痛みがひきませんとのこと・・・」

* 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

親子のちから限定

お客さまに介護サービス費用を立て替えていただく必要はありません。



被保険者（子）



直接支払利用のお申し出

損保ジャパン



対象者もしくは被保険者（子）がサービス利用後、保険金を提携事業者へお支払い！

介護事業者

キャッシュレスでサービスが利用可能！

被保険者（子）



被保険者（子）が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

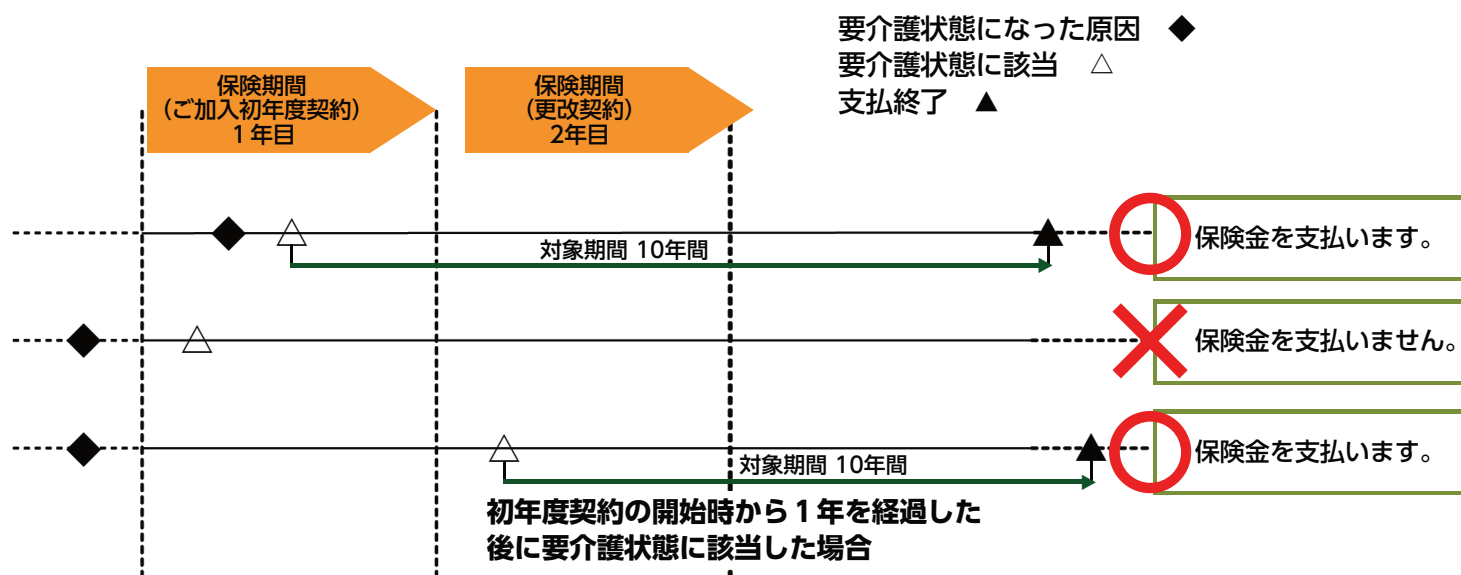
保険金直接支払におけるご注意事項

- 提携事業者の選定基準（業績・財務・コンプライアンス）は損保ジャパンの定めるところにより決定します。
- 提携事業者名は右記「事業者名」に記載しています。
- 被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。
- 提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただきます。
- 提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。
 - ・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
 - ・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
 - ・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合 など

費用	事業者名
安否確認サービス利用費用	総合警備保障株式会社（ALSOK）
住宅改修費用	株式会社 フレッシュハウス 株式会社 LIXIL トータルサービス
有料老人ホーム等入居費用	SOMPOケア株式会社

（ご注意）提携事業者は、2025年9月現在の内容です。
お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

親子のちからの保険期間と支払責任について



SOMPO笑顔倶楽部について

<SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ>

【認知症知識・最新情報】認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

【認知機能チェック】認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

【サービスナビゲーター】お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示します。

【認知機能低下の予防サービスの紹介】予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。（※）

【介護に関するサービスの紹介】SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス（介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等）をご紹介します。（※）

（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

（注1）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

（注5）写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。

（注6）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注7）本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスとお元気コールに関する注意事項

- ・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。「お元気コール」は、株式会社NTTマーケティングアクトProCXが提供します。
- ・「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。
- ・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、加入者さま、被保険者さま、および対象者さまがご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」のご利用は、日本国内からにかざります。また、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- ・本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

* 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

スマホでかんたん WEB 手続き

<手続き前にご準備ください> ●スマートフォン ●クレジットカード (お支払いはクレジットカード払いとなります)

スマートフォンの操作に自信のない方は、とうきょう共済職員がご訪問して一緒に手続きのサポートをいたします。
WEB 手続きご訪問サービス TEL:03-3542-0271 (平日9:00~17:00)

1 「とうきょう共済の介護保険」サイトにアクセス

お申し込みはコチラ！



または

とうきょう共済の介護保険



パンフレット、チラシのQRコードの読み取り
〔カメラを起動(スマートフォン機種によって異なります) 〕

「とうきょう共済の介護保険」を検索

2 ご希望のプランを選択



ご加入を希望するプランを選択

「とうきょう共済の介護保険」
ページの下の方にあります

3 ログイン画面に進みます



「はい」を選択



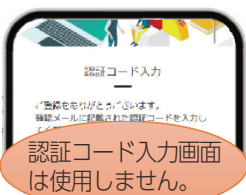
4 ログイン IDに携帯番号を入力してログインします

携帯番号は "ー" 不要

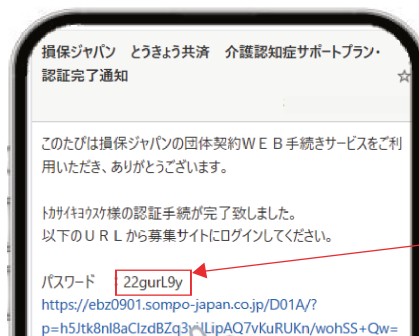
5 ご加入者名、生年月日、メールアドレスを入力して メール認証ボタンを押します

※ご加入者名は、お申込みする方となります。
(被保険者と同一でなくても可)

6 受信したメールを開き URL をタップします。再度ログイン画面が開きますので、ログインID (携帯番号) と初期パスワードを入力します



受信した
メールを開く



ログイン画面
が開く



メール記載のパスワードを入力します

7

好きなパスワードを2回入力します

パスワードは忘れないようにご注意ください

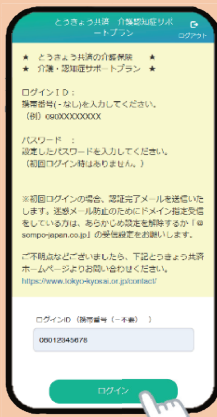
再度ログインする場合 / パスワードを忘れてしまった場合

1

とうきょう共済介護保険
ページからアクセス

選択

2

初回登録時の携帯番号
を入力してログイン

3

パスワードを入力してログイン

<パスワードを忘れた場合>
パスワード再発行画面に進みます

8

加入者トップページ画面が
表示されます

9

お申込手続きに進みます

10

加入者情報を入力します

「代理所コード」、「担当者名」の入力について

代理所コード 必須

団体が配布するチラシまたはパンフレットに記載されています。
そのほか火災共済や自動車総合共済などの共済契約証書にも記載
されています。

担当者名(名字のみ) 任意

担当した当組合職員の名前を
入力してください。
不明な場合は入力不要です。

携帯番号(～不要)
06012345678

代理所コード (数字のみ6文字) 必須
[]

担当者名(名字のみ) (全角20文字まで)
[]

11

被保険者の入力とプランを選択します

介護・認知症サポートプラン

被保険者(保険の対象となる人。複数人可)の入力とプランを選択します。

被保険者を加入者本人以外に
追加する場合このボタンを
押します

親子のちから

■(子供)親介護保険金受取人
■(親)補償の対象者の入力と
プランを選択します。(複数人可)



①保険料を計算する

②別のプランに
切り替わります

③選択する

④全員の被保険者の入力、
プラン選択が終わりましたら「次へ」

12 お読みいただき同意いただける場合は下部の「同意しました」を押してください

13 お読みいただき被保険者の告知を入力してください

●告知日（ご入力日）から過去2年以内に、「病気・症状一覧表5」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。

(注) 医師より「病気・症状一覧表5」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

ご確認・ご入力いただく事項

被保険者氏名 トカサキイサヲ ☐ はい ☐ いいえ

被保険者氏名 トカサキイサヲ ☐ はい ☐ いいえ

被保険者ごとに入力があります

14 お読みいただき加入者の告知を入力してください

加入者:都火災 共助 様へご質問事項

! Q (告知事項)

現在、他の保険契約等に加入されていますか？

☐ はい ☐ いいえ

- ・他の保険契約の加入がある場合、保険会社名、保険種類、保険金額等についてご入力ください。
- ・終身保険等で満期日がない場合は、終身欄にチェックを入力してください。

他の保険契約等とは

15 加入内容、および重要事項を確認し、申込ください

チェックを入力したうえで、【申込】ボタンを押して申込手続きを完了してください。

☒ 上記加入内容を確認しました

☒ 重要事項を確認しました

申込

16 クレジットカードお支払手続き

カード番号* (必須)

1111222233334444

カード有効期限* (必須)

10 月 / 27 年

名義人* (必須)

KYOSUKE TOKASAI

クレジットカードに記載のとおり入力してください。名と姓の間は半角スペースを入れてください。

セキュリティコード* (必須)

123

セキュリティコードは、カード裏面に表示されている3桁あるいは4桁の番号です。

「dantai-mulpay@sompo-japan.co.jp」からメールを送ります。お手続きの前にこちらのメールアドレスを受信できるようドメイン設定を解除していただくか、登録リストに加えていただきますようお願いいたします。

クレジットカードに記載のとおり入力してください

名と姓の間は半角スペース

セキュリティコードはカード裏面の3桁または4桁の番号

ご利用内容

合計保険料	1,200円
その他費用	0円
ご請求合計額	1,200円

画面が変わるまでお待ちください

WEB 手続き完了です

お申し込み手続き完了

保険料のお支払いが完了しました。
手続き完了メールをお送りしましたのでご確認ください。
お申し込みありがとうございます。

手続き完了メールが送信されます。重要な内容を記載しておりますので必ずご確認ください。

- ・ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- ・加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方もしくは対象者の子）、対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み： 【介護・認知症サポートプラン】
この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約をセットしたものです。
【親子のちから】
この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者： 東京都火災共済協同組合
- 保険期間： 2026年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日： 2025年11月28日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：
引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者： 東京都火災共済協同組合の組合員（個人）
加入対象者に該当しなくなった場合は、すみやかに東京都火災共済協同組合までご連絡ください。
- 被保険者： 東京都火災共済協同組合の組合員またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。ただし、親子のちからにご加入の場合は未成年者を除きます。
【介護・認知症サポートプラン】
新規のご加入は、0～満79歳までが対象です。（ご継続は満89歳まで）
- 対象者： 【親子のちから】
被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。（新規加入の場合、満40歳以上79歳以下（継続加入は満89歳以下）までの方が対象となります。）
- お支払方法： 2026年2月から毎月クレジットカード払となります。（12回払）
- お手続き方法： 下表のとおりWEBにて、お手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	本サイトの「2.被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。なお、保険金額の増額等、補償を拡大して継続する場合は告知画面への入力が必要となります。
	継続加入を行わない場合	ご加入窓口の東京都火災共済協同組合までご連絡ください。

- 中途加入： 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年1月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月からクレジットカード払となります。
- 中途脱退： この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の東京都火災共済協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1） ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないものなど （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
軽度認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないものなど （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

介護一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

軽度認知障害等一時金

（注）初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払います。

ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用 保険金	対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。）が要介護状態（※ 1）に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間（※ 2）中に利用した（※ 3）次の①から⑥までの費用（※ 4）を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は 1 0 0 万円限度、⑥は 3 0 0 万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。 <table><tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス（※ 5）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス(※ 6)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※ 7)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※ 8)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr><tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等(※ 9)の入居に関する費用(※ 10)をいいます。</td></tr></table> （※ 1） 要介護状態 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 （※ 2） 対象期間 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 （※ 3） 利用した 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 （※ 4） サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 （※ 5） 介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 （※ 6） 家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話を行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 （※ 7） 安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 （※ 8） 配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 （※ 9） 有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホーム ② 老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。 （※ 10） 入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。 ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※ 5）を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス(※ 6)を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※ 7)を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※ 8)を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等(※ 9)の入居に関する費用(※ 10)をいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※ 1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑦先天性異常 ⑧類（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※ 2）のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合など （※ 1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※ 2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※ 5）を利用した費用をいいます。												
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス(※ 6)を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※ 7)を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※ 8)を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等(※ 9)の入居に関する費用(※ 10)をいいます。													
諸費用 保険金	親介護費用保険金が支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合（10％）を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。 諸費用保険金＝親介護費用保険金×支払割合（10％）													

- （注1） 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。
①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額
- （注2） 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知）の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態 ②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日（※）をいいます。 （※）有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
軽度認知障害	軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。 表1 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとしします。 アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害 注「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。 表2 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ①1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚・運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと（例うつ病、統合失調症） 注「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

用語のご説明（続き）

用語	用語の定義																						
認知症	(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。 ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること (2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。 ① 器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。 ② 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。 表3 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中下記のものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th><th>基本分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td><td>F 00</td></tr> <tr> <td>血管性認知症</td><td>F 01</td></tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td><td>F 02.0</td></tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td><td>F 02.1</td></tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td><td>F 02.2</td></tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td><td>F 02.3</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症</td><td>F 02.4</td></tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td><td>F 02.8</td></tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td><td>F 03</td></tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの</td><td>F 05.1</td></tr> </tbody> </table> 注「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F 00	血管性認知症	F 01	ピック病の認知症	F 02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1	ハンチントン病の認知症	F 02.2	パーキンソン病の認知症	F 02.3	ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8	詳細不明の認知症	F 03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F 00																						
血管性認知症	F 01																						
ピック病の認知症	F 02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1																						
ハンチントン病の認知症	F 02.2																						
パーキンソン病の認知症	F 02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8																						
詳細不明の認知症	F 03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1																						

ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）【介護・認知症サポートプラン】

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- （※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

介護一時金

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

軽度認知障害等一時金

- 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

3. ご加入後における留意事項

- 申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 ＊中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。**事故発生の日** からその日を含めて30日以内に
 ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）【介護・認知症サポートプラン】（続き）

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）【親子のちから】

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等（※）の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（要介護状態）に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（※）継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

3. ご加入後における留意事項

- 申込画面等入力住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者（保険金受取人）または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 ＊中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が保険金支払事由（要介護状態）に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者の要介護状態が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証明する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内容を証明する書類または当会社と提携する事業者からその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する 月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐保険金額 ☐保険期間
☐対象期間 ☐保険料、保険料払込方法 ☐満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐対象者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる 情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 東京都火災共済協同組合
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階 TEL 03-3542-0271
<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 東京法人営業部第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 050-3798-5281
<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ヒダグイ】 0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、補償開始月から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

代理所情報